

答 申 書（案）

日野市では子どもの権利を尊重し、保障・擁護を推進することで子どもの幸福を実現し健やかに育つことができる環境をつくることを目的に、「日野市子ども条例」を平成20年7月に施行しました。令和5年4月には「こども基本法」が施行され同年12月には「こども大綱」が策定されるなど、近年、子ども政策に関する環境は大きく変わり、子どもを権利の主体として認識し、その権利を尊重し、子どもの最善の利益を図ることがこれまで以上に地方自治体に求められています。日野市では令和7年度開始の「ひのっ子若者みらいプラン」の方針の1つに「子どもの権利の保障・擁護」を掲げ、子ども条例の周知・啓発の一層の推進を目指していくことになっています。こうした背景のもとで、令和6年7月1日付で市長から子ども条例についての諮問を受け、本委員会において検証を行った結果を以下のとおり答申するものです。

■ 市長の諮問

1. 日野市子ども条例の周知・啓発について

諮問理由：子どもの権利を保障・擁護するためには、まずは子ども本人や周りの大人たちが子どもの権利について知らなければならないため。

2. 子どもの権利侵害に対する相談・救済体制について

諮問理由：相談・救済体制の現状の検証を行うことが、子どもの権利を保障・擁護するためのベースになるため。

■ 検証結果

1. 日野市子ども条例の周知・啓発についての検証

【周知・啓発の取組みの現状】

・例年7月1日の「子ども条例の日」を中心に、啓発活動を実施。

（1）市内公共施設等でのパネル展

（2）市立図書館での「人権」をテーマに本の特集コーナーを設置

（3）市内小・中学校や児童館等での啓発ポスター掲示

・中学校1年生に「子ども条例ポケット版」を配布（令和5年度まで）

・令和6年度からの取組み

- (1) 子ども条例の日に合わせ、子どもの権利がテーマの講演会を開催
- (2) 啓発用にリーフレット及びアニメーション動画を作成
- (3) 学習用端末に市ホームページの子ども条例の頁をブックマーク登録
- (4) 子ども包括支援センターみらいくでの啓発パネルの常設展示

【委員会の意見】

① 周知・啓発の目的について

子ども条例の目的を考えたときに、「条例を知ってもらうこと」自体が目的ではなく、条例の存在を通じて子どもの権利が実際に守られる状態を実現することが目的のゴールになる。

子どもの権利の侵害については、それが権利障害であると分かるためにはやはり知識というものが必要である。「育つ権利」「守り守られる権利」「生きる権利」「参加する権利」というものを子どもたちがまずは知識として理解し、さらにその上で「もしかしたら権利の侵害があるかもしれない」という可能性と結び付けられることが大切である。

② 子どもの権利の趣旨について

子どもは権利の主体であり、義務を果たさなければ権利を保障されないというものではない。その部分の誤解が生じないように、子ども条例の啓発や運用にあたっては子どもの権利条約等の趣旨も考え、理解が進むように工夫していかななくてはならない。

③ 啓発活動への子どもの意見の取り入れや参加について

条例の存在を知ってもらうにはリーフレットやパネル展示等も必要だが、条例の中身をきちんと知ってもらうには、子どもにとって難しい問題にならないよう、そこからの発展を子ども自身が決めていける取組みが望ましい。

啓発活動に子どもの意見を取り入れたり、子どもが主体的に活動に参加することは、条例への理解を深め、啓発効果を高めるのに繋がっていくことになる。

④ 周知・啓発の対象者について

子どもの権利については、大人の側がまず知るべきと考える。保護者等の大人側が子どもの権利を知って理解できていなければ、条例が浸透していくことは難しい。子どもから地域の大人まで幅広い年代の方たちに広く浸透できるよう、年代に応じた工夫を考えていく必要がある。親となっていく方や親となられた方に、子どもの権利の大切さと、地域には子どもたちのことを考えてくれている方がたくさんいるから安心してくださいねというメッセージに繋がるような、条例の紹介ができるといい

⑤ 学校における周知・啓発について

子どもたちに子どもの権利を浸透させるためには、学校における周知の工夫や学校の協力が不可欠である。リーフレット配布やポスター掲示、学習用端末のブックマークなどは入口に過ぎず、それだけでは周知啓発には至らないため、一工夫が必要である。学校の日常のなかで子ども達が体感できるような取組は有効であり、子どもが学校で学んだことを家庭で話すことで、親の気づきに繋がることもある。

一例として、かなり準備と調整が必要になるが、他市での大学生と協働しての学校教育の中での取組みなどは参考になるのではないかな。また、日野市社会福祉協議会による学校での「ハートフルプロジェクト(福祉教育)」は、子ども達が体験を通し「幸せ」について学ぶ機会であり、その根本には「人権」がある。子ども条例の理念との関わりも深く、子どもオンブズパーソンも交えたコラボレーションなど効果的と思われる。

⑥ 周知・啓発の工夫について

「人権」と言われると難しい印象があり、条例の周知だけでは関心を持ってもらうことも中々難しいため、何かのイベントに絡めてみてはどうか。大きい講演会だけではなく、市民向けの勉強会や学校での授業などで子どもオンブズパーソンの方に話していただくような、日頃の中での機会の提供なども非常に大事である。ワークショップのような対話をする形で人権への理解が深められ、

自分の人権も相手の人権も大事に思うことができるような、そうした機会の創出もぜひにと思う。

リーフレットや動画については、子どもたちが関心を持って見てみようかと思えるような工夫、それを見て何かを考えるきっかけになる工夫があれば、より意味のあるものになる。「子ども条例ポケット版」の中学生への配布を、全児童生徒所有の学習用端末へのブックマーク登録に変更した件について、今のデジタル時代には合っており、小学生の時から子どもの権利について知ることができる環境があることは大事だと思う。そのうえで授業で取り上げるなど、必ず子ども達が見る機会を設けるべきである。なお、ポケット版は小学生には内容的に理解が難しいが、中学生は生徒手帳と携帯するため目に触れる機会もあり、啓発のツールとしてはあってもよいのではないか。

2. 諮問事項 1 の検証の総括

日野市子ども条例の周知・啓発について検証を行い、条例の存在を知らせること自体を目的とするのではなく、子どもの権利が実際に守られる状態を社会の中に実現することを最終目標とすべきだという点を再認識した。

そのためには、子どもが自らの権利を知識として理解し、「育つ権利」「守られる権利」「生きる権利」「参加する権利」を具体的な生活場面と結び付けて認識できる学びを提供する必要がある。また、子どもは権利の主体であり、「義務を果たさなければ権利は保障されない」といった誤解を生むことがないよう、子どもの権利条約の趣旨を踏まえた、分かりやすい啓発と運用上の工夫が不可欠である。

啓発の質を高める上では、子ども自身が関心を持ち学びを発展させられる年代に応じた仕掛けと、当事者である子どもの意見や主体的参加を組み込むプロセスが重要である。また、啓発の対象を子どもに限定せず、まず保護者等の大人が権利の意義を理解することが、条例の浸透の前提となる。幅広い年代に届く表現や場づくりを工夫し、特に保護者層には、子どもの権利の大切さとともに、子どもが育っていく上での地域の支えの存在を伝えるメッセージ性のある条例の紹介が望まれる。

周知・啓発の基盤として学校との連携は不可欠であり、配布物や掲示、学習用端末のブックマークなどの導入的手段にとどまらず、日常の教育活動の中で子どもが体感し、家庭での対話にも波及するような取組みが効果的である。周知啓発のツールには子どもの関心を引く工夫と内省を促す仕掛けを施すとともに、これらを授業で必ず取り上げるなど子ども達が日々閲覧する機会を保証

することが重要である。他にも他自治体の協働事例を参考にした取り組みや、日野市社会福祉協議会の福祉教育、子どもオンブズパーソンとのコラボレーションなど、啓発を行う上での有効な手段となり得る取り組みを積極的に推進すべきである。さらに、「人権」という言葉が持つ難解な印象を乗り越えるため、単発の講演会のみならず、地域イベントへの組み込み、日常的な市民向け勉強会や学校授業での講話、対話型ワークショップなど、参加と対話を通じた気づきの機会を継続的に創出することが求められる。

総じて、子どもと大人の双方に働きかけ、学校・地域・行政が連携し、子どもの主体的参加と体験を伴う多様な機会を継続的に提供することで、子どもの権利の実質的な保障につながる周知・啓発を一層推進していくことが肝要である。